

令和7年第4回 飯豊町議会臨時会会議録

令和7年8月5日 令和7年 第4回飯豊町議会臨時会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山清彦	2番	島貫寿雄
3番	遠藤純雄	4番	高橋勝
5番	屋嶋雅一	6番	舟山政男
7番	松山和好	8番	遠藤芳昭
9番	高橋亨一	10番	菅野富士雄

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	副町長	西嶋康平
教育長	菅原透	会計管理者（兼） 税務会計課長	渡部博一
総務課長	志田政浩	企画課長	鈴木祐司
住民課長	細谷美佳	健康福祉課長 （兼）地域包括 支援センター所長	宮川千鶴子
介護老人保険施設 事務長（兼） 国保診療所事務長 （兼）訪問看護 ステーション所長	色摩里香	農林振興課長 （併）農業委員会 事務局長	上田信幸
商工観光課長	伊藤満世子	地域整備課長	渡辺裕和
教育総務課 教育振興室長	渡部真知子	社会教育課長（併） 町民総合センター所長	竹田辰秀

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佃典子	議事室主査	井上由佳
事務助手	横澤吉和		

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会議事日程 〔第 1 号〕

令和 7 年 8 月 5 日

午前 10 時 00 分 開 会

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3	発議第	10 号	飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 4	議案第	65 号	工事請負契約の締結について (令和 7 年度県指定有形文化財天養寺観音堂再建工 事)
日程第 5	報告第	6 号	落雪事故に係る損害賠償の額の決定についての専決 処分の報告について

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会追加議事日程 〔第 1 号〕

追加日程第 1		議長の辞職について
---------	--	-----------

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会追加議事日程 〔第 2 号〕

追加日程第 1	選挙第	1 号	議長の選挙
---------	-----	-----	-------

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会追加議事日程 〔第 3 号〕

追加日程第 1 副議長の辞職について

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会追加議事日程 〔第 4 号〕

追加日程第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙

追加日程第 2 議席の一部変更について

令和 7 年 第 4 回飯豊町臨時会追加議事日程 〔第 5 号〕

追加日程第 1 選挙第 3 号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 2 選挙第 4 号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 3 選挙第 5 号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について

追加日程第 4 選挙第 6 号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

(議長 菅野富士雄君)

(午前 10 時 00 分 開会)

ご起立ください。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の臨時会開催に当たり、議員各位並びに町執行部の皆さんには、御多忙のところ御出席頂きまして、誠にありがとうございました。

本日は傍聴の方もお見えでございます。中学校の職場体験ということで、この議会のほう、傍聴していただいております。議員の方々の御意見、そして御要望、御提案等をお聞き頂きたいと思います。

本日の出席議員数は 10 名であります。進めさせていただきます。

去る 7 月 24 日招集告示されました令和 7 年第 4 回飯豊町議会臨時会は定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

なお、横山教育総務課長は欠席となっており、代わって渡部教育振興室長が出席しております。

本日の会議はあらかじめ御手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

《日程第 1》 会議録会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は飯豊町議会会議規則第 126 条の規定により、1 番 横山清彦君、2 番 島貫寿雄君、以上 2 名を指名いたします。

《日程第 2》 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日間に定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

御異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間で決定いたしました。

《日程第3》

発議第10号 飯豊町議会議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。4番、高橋勝君。

(4番議員 高橋 勝君)

それでは私から、ただいま議題となりました発議第10号 飯豊町議会委員会条例の一部
を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会運営をより円滑に行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたため提
案するものであります。提案者は私、高橋勝。賛成者は屋嶋雅一、舟山政男、遠藤純雄、
以上3名であります。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び飯豊町議会会議
規則第17条第1項の規定により提出いたします。

慎重に御審議頂きまして、御可決くださいますようお願い申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより発議第10号 飯豊町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件
を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

発議第 10 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって発議第 10 号は原案のとおり可決いたしました。

《日程第 4》

議案第 65 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度県指定有形文化財天養寺観音堂
再建工事）

の件を議題といたします。この際提出者から提案理由説明を求めます。町長 嵐正人
君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました議案第 65 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度県指
定有形文化財天養寺観音堂再建工事）について御説明申し上げます。

本案件は、令和 7 年度県指定有形文化財天養寺観音堂再建工事について請負契約に付す
るため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものであります。契約につ
きましては、随意契約により大工手塚建築と契約金額 4,973 万 7,600 円、工期は令和 8 年
3 月 13 日で契約を締結しました。

このたび、本工事に使用する釘について、洋釘から和釘に変更するなど、工事請負契約
の一部を変更して工事を実施する必要があることから、当該契約金額 4,973 万 7,600 円に
143 万 9,900 円を追加し、5,117 万 7,500 円に変更するものであり、当該契約変更により、
地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に該当することから提案するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしく御審議を頂きまして、御決定賜りますようお願い
申し上げます。

(議長 菅野富士雄君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 菅野富士雄君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第 65 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年県指定有形文化財天養寺観音堂再建工事）の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第 65 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手 全員)

(議長 菅野富士雄君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決いたしました。

《日程第 5》

報告第 6 号 落雪事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についての件を議題といたします。

この際、提出者から報告を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました報告第 6 号 落雪事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和7年2月10日に飯豊町大字椿地内で発生した落雪事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

その内容につきましては、令和7年2月10日午前8時頃、飯豊町大字椿地内において、公共施設の屋根からの落雪による事故について損害賠償を行うものであり、損害賠償の請求者、損害賠償の原因、損害賠償の額及び条件については記載のとおりであります。

以上、御報告いたします。

(議長 菅野富士雄君)

以上で報告第6号 落雪事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

(休憩 -10:08-)

(副議長 屋嶋雅一君)

休憩前に復し、会議を続けます。 (再開 -10:14-)

私が議長の職務を行います。

ただいま議長菅野富士雄君から議長の辞職願が提出されました。

この際、議長の辞職についての件を日程に追加し、追加議事日程第1号の追加日程第1として議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(副議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についての件を日程に追加し、追加議事日程第1号の追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

《追加日程第1》

議長の辞職について

の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、菅野富士雄君の退席を求めます。

(10 番議員 菅野富士雄君 退席)

(副議長 屋嶋雅一君)

議長の辞職願を事務局事務局長に朗読いたさせます。

(議会事務局長 佃 典子君)

朗読いたします。辞職願。飯豊町議会副議長 屋嶋雅一殿。一身上の都合により、飯豊町議会議長の職を辞したいので許可されるようお願い出ます。令和 7 年 8 月 5 日、飯豊町議会議長 菅野富士雄。

以上でございます。

(副議長 屋嶋雅一君)

お諮りいたします。

菅野富士雄君の議長辞職を許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

(副議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、菅野富士雄君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

菅野富士雄君の復席を求めます。

(10 番議員 菅野富士雄君復席)

(副議長 屋嶋雅一君)

菅野富士雄君に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、本席より告知いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、追加議事日程第 2 号の追加日程第 1 として、選挙第 1 号 議長の選挙の件を日

程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(副議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第1号 議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第2号の追加日程第1として選挙を行うことに決定いたしました。

この際、議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、議長選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。所信表明は一人10分とし、壇上で行います。志願者が複数の場合は、議席の早い順番で行います。志願される方は、挙手をお願いします。

(5番議員 屋嶋雅一君 挙手)

(副議長 屋嶋雅一君)

ほかにおられませんか。

(ほか挙手する者なし)

(副議長 屋嶋雅一君)

ほかにおられませんので早速私1名の所信表明を行いたいと思います。暫時、議長席をあけますので、御了承願いたいと思います。

(副議長 屋嶋雅一君 演壇に移動)

(5番議員 屋嶋雅一君)

5番、屋嶋雅一でございます。

このたびの議長選挙の立候補に当たり、所信表明を述べさせていただきたいと思ひます。

町議会議員となり6年が経ちました。今日までの2年間、副議長という立場で職務を務めさせていただき、そのうち6年前の気持ちがさらに大きな町への深い愛情と責任感という思いが強くなり、その思いを胸に議長選挙に立候補することと決意いたしました。

議長役の役割は、町民の声を丁寧に吸い上げ、政策に反映させさせることにあります。そして、信頼される議会であることが最も大事なことだと思っています。こうした議会であるために私が目指すのは、町民一人一人の声が確実に議会に届き、その声をもとに議論と政策が前進していく開かれた議会運営にすることです。これを実現するために議員間討議の場をもっと設けていくことです。その中で議長としての役目は、議員の皆様の多様な御意見を尊重しつつ、公平、中立な立場を守りながら議事を進行することと、確かな調整力と傾聴な姿勢で議事をまとめあげていくことだと思っています。口で言っても大変難しいことだとは思っていますが、こうしたことを心がけ、議員の皆様から信頼される議長であり、議会としていくことを目指しております。また、各議員一人一人が力を発揮できるよう、環境づくりとスキルアップを目的とした研修会の参加を推進していくことにより、議会全体の力を最大限に引き出せるようになる。これが町民の信頼にこたえ、町政の進むべき方向を正しく導く議会につながるのだと思っています。

最後になりますが、議長は、町外、県外での職務も多くあります。町の顔として恥じない議長であることを心がけていきたいと思っています。こうした議会運営にしていくには、議員皆様の御理解と御協力も大変必要なことになってきます。

以上が私の所信表明となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(5 番議員 屋嶋雅一君 議長席に戻る)

(副議長 屋嶋雅一君)

議員の皆様申し上げます。

ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法第 103 条で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明を行った議員以外の議員に対する投票も有効でございますので御承知おきください。

《追加日程第 1》

選挙第 1 号議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の入り口を閉鎖いたします。

(書記 議場を閉鎖)

(副議長 屋嶋雅一君)

ただいまの出席議員数は 10 名であります。

次に、立会い人を指名いたします。飯豊町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会い人に高橋勝君及び舟山政男君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(書記 投票用紙を配付)

(副議長 屋嶋雅一君)

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 屋嶋雅一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(書記 投票箱を各議員に見せる)

(副議長 屋嶋雅一君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(佀議会事務局長 議席番号と指名を読み上げ)

(副議長 屋嶋雅一君は議長席で投票)

(副議長 屋嶋雅一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 屋嶋雅一君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人高橋勝君及び舟山政男君の立会いをお願いいたします。

(立会人立ち会いのもと書記 開票)

(副議長 屋嶋雅一君)

開票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、うち有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票中、屋嶋雅一君 10 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であり、よって有効投票の最多数を得た屋嶋雅一君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(書記 議場を開鎖)

(副議長 屋嶋雅一君)

ただいま私が議長に当選しましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいまは、本当にありがとうございます。改めまして議長という重責の重さを感じております。前菅野議長におかれましては、長年、本当にこの議長職として御苦労されてきたことに深く感謝申し上げ、本当に御苦労さまでした。菅野議長は、一緒に副議長時代のために、2 年間一緒にさせていただきました。町内はもちろん、町外、県外、いろんな方から信頼され、頼りにされている存在であります。菅野議長まではいかないと思いますが、精いっぱい、そういった皆さんから信頼できる議長でいれるよう努力していく所存であります。また、所信表明しました内容につきまして、皆さん議員と一緒にやらなければ達成できません。これからも御理解と御協力を得ながら、所信表明のとりの議会運営に努めてまいりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

またもう 1 点あるのが、議長として皆さんの健康も大切だと思っています。残り 2 年、

この10名が一人も欠けることのないように議会運営に努めていきたいと思っていますので皆さんも健康には留意頂きたいと思っています。

以上今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの議長選において私が議長になりましたので、予定していた追加議事日程第3号は削除いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、追加議事日程第4号の追加日程第1として、選挙第2号 副議長の選挙の件を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第2号 副議長の選挙の件を日程に追加し、追加議事日程第4号の追加日程第1として選挙を行うことを決定いたしました。

この際、副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、副議長選出の過程を町民に明確にすることで、町民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的と目的としているものです。所信表明は1人10分とし、壇上で行います。志願者、複数の場合は、議席の早い順番で行います。

志願される方は挙手を願います。

(3番議員 遠藤純雄君 挙手)

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにおられませんか。

(ほかには挙手する者なし)

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにおられませんので、早速、所信表明を行いたいと思います。3番、遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

皆さんおはようございます。遠藤純雄でございます。

このたび副議長の立候補に当たりまして、この場で所信表明をさせていただきます。私遠藤純雄は議員歴1期目ではありますが、この2年間、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員として、これまで地域の声を丁寧を受け止め、住民の皆さんと行政との橋渡し役を果たすことに力を注いでまいりました。議会改革や議会運営の透明性向上にも積極的に取り組んでまいりました。副議長は議長を補佐し、議会全体の公正かつ円滑な運営を支える重要な役割であります。もし、御信任を賜れば、円満な議会運営と建設的な議論の場づくりに誠心誠意努めてまいりたいと思います。また、議会の信頼性を高め、町民の皆様にかれた議会を目指すための取組として、総合的な議会力の向上を目指しながら、議員の皆様と力を合わせて進めてまいりたいと考えております。どうか皆様の御理解と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、立候補の所信表明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で所信表明は終わり、終わりました。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法第103条で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。志願者にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となっており、所信表明を行った議員以外の議員に対する投票も有効でございますので、御承知おきください。

《追加日程第1》

選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(書記 議場を閉鎖)

(議長 屋嶋雅一君)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会い人を指名いたします。飯豊町議会会議規則第32条第2項の規定により、立

会い人に高橋勝君、舟山政男君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(書記 投票用紙を配付)

(議長 屋嶋雅一君)

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させていただきます。

(書記 投票箱を各議員に見せる)

(議長 屋嶋雅一君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(佀議会事務局長 議席番号と指名を読み上げ)

(議長は議長席で投票)

(議長 屋嶋雅一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人高橋勝君及び舟山政男君の立会いをお願いいたします。

(立会人立ち合いのもと書記 開票)

(議長 屋嶋雅一君)

開票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、うち有効有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票中、遠藤純雄君が 10 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、有効投票の最多数を得た遠藤純雄君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(書記 議場を開鎖)

(議長 屋嶋雅一君)

ただいま副議長に当選されました遠藤純雄君が議場におられますので、本席から飯豊町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました遠藤純雄君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。遠藤純雄君。

(副議長 遠藤純雄君)

遠藤純雄でございます。

ただいまは、副議長選挙で御信任を賜り大変ありがたく思っているところでございます。副議長の職務は大変多いわけでありますけれども、所信表明でお話しさせていただいたとおり、地域の声を丁寧に受け止めて、住民の皆様と行政との橋渡し役を果たすということに注力したいと思っております。また、議会基本条例の評価が低いものについても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。総合的な議会力の向上を目指しながら、議員の皆様と力を合わせて議員活動を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(副議長 屋嶋雅一君)

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

(休憩 -10 : 51-)

休憩前に復し、会議を続けます。

(再開 -11 : 24-)

お諮りいたします。

議長の選挙に伴い、飯豊町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部の変更についての件を日程に追加し、追加議事日程第4号の追加日程第2として議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加議事日程第4号の追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

《追加日程第2》

議席の一部変更について
の件を議題といたします。

議長の選挙に伴い、先例に従いまして私の議席を最終番10番とし、今までの私の議席は舟山政男君の議席とし、以降、順次前に詰めた議席といたします。御移動をお願いいたします。

(各議員 移動)

(議長 屋嶋雅一君)

それでは席のご移動を終了したようですので、次に移らせていただきたいと思います。

お諮りいたします。

委員会条例第3条第1項の規定により、各常任委員会委員の選任が満了となりますので、選挙第3号 常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第1として議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第3号常任委員会委員の選任についての件を日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

《追加日程第1》

選挙第3号 常任委員会委員の選任について
を議題をいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において御手元にお配りいたしました名簿のとおり御指名いたします。

総務文教常任委員会に、横山清彦君、松山和好君、舟山政男君、遠藤芳昭君、高橋亨一君、菅野富士雄君、屋嶋雅一の7名。

産業厚生常任委員会に、高橋勝君、遠藤純雄君、舟山政男君、島貫寿雄君、高橋亨一君、菅野富士雄君、屋嶋雅一の7名。

広報広聴常任委員会に、横山清彦君、高橋勝君、遠藤純雄君、松山和好君、遠藤芳昭君、島貫寿雄君の6名。

以上のようにそれぞれ御指名いたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、ただいま御指名いたしましたとおり選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいま御指名いたしましたとおり選任することと決定いたしました。

この際、委員会条例第9条第1項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選のため、各常任委員会を招集いたします。

それでは暫時休憩いたします。

会議の再開は各委員会終了次第、予鈴をもってお知らせいたします。

(休憩 -11:30-)

休憩前に復し、会議を続けます。

(再開 -12:05-)

お諮りいたします。昼の時間となりましたが、このまま議事を進行させていただくことに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

このまま議事を進めさせていただきます。

ただいま休憩中に各委員会の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたのでお知らせいたします。

総務文教常任委員長に、舟山政男君、副委員長に松山和好君。産業厚生常任委員長に高橋勝君、副委員長に舟山政男君。広報広聴常任委員長に、遠藤芳昭君、副委員長に横山清彦君。

以上のとおりそれぞれ選任されました。

お諮りいたします。

委員会条例第3条第1項の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了となりますので、選挙第4号 議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第2として議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第4号 議会運営委員会委員の選任についての件を日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

《追加日程第2》

選挙第4号 議会運営委員会委員の選任について

を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において御手元にお配りしました名簿のとおり御指名いたします。

菅野富士雄君、遠藤純雄君、舟山政男君、高橋勝君、遠藤芳昭君の5名。

以上のように御指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、ただいま御指名しましたとおり選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま御指名しましたとおり選任することと決定いたしました。

この際、委員会条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選のため、議会運営委員会を招集いたします。

それでは暫時休憩いたします。

会議の再開は、委員会終了次第、予鈴をもってお知らせいたします。

(休憩 -12:08-)

休憩前に復し、会議を続けます。

(再開 -12:18-)

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたのでお知らせいたします。

議会運営委員長に菅野富士雄君。副委員長に遠藤純雄君。

以上のとおり選任されました。

お諮りいたします。

菅野富士雄君が置賜広域行政事務組合議会議員を辞職したことに伴いまして1名の欠員が生じたので、選挙第5号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任についてを日程に

追加し、追加議事日程第5号の追加日程第3として議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第5号の件を日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第3とし議題とすることに決定いたしました。

《追加日程第3》

選挙第5号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について
を議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選任の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

御異議なしと認めます。

よって指名の方法は、議長において指名することと決定いたしました。

置賜広域行政事務組合議会議員に、松山和好君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました松山和好君を置賜広域行政事務組合議会議員の当選人に定めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手全員です。

よって、ただいま指名いたしました松山和好君が、置賜広域行政事務組合議会議員に選任されました。

お諮りいたします。

菅野富士雄君が置賜広域病院企業団議会議員を辞職したことに伴いまして1名の欠員が生じたので、選挙第6号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加議事日程第5号の追加日程第4として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、選挙第6号の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

《追加日程第4》

選挙第6号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することと決定いたしました。

置賜広域病院企業団議会議員に議長の充て職として、私、屋嶋雅一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議長の充て職として、私、屋嶋雅一を置賜広域病院企業団議会議員の当選人に定めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手 全員)

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手全員です。

よって、ただいま指名いたしました屋嶋雅一が置賜広域病院企業団議会議員に当選いたしました。

ここでお諮りいたします。

本臨時会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、飯豊町議会会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

(午後 0 時 24 分 閉会)